

議案第 54 号

平成 28 年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に
ついて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年度箱根町水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて平成 28 年度箱根町水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

平成 29 年 8 月 29 日提出

箱根町長 山 口 昇 士